

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月15日に支給された賞与について、標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月

平成 11 年 6 月 1 日から 18 年 3 月 31 日までの期間においてA社に勤務していたが、21 年 8 月に送られてきたねんきん定期便を確認したところ、17 年 12 月に支給された冬期賞与に係る記録が無かった。

申立期間に係る支給明細書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 17 年 12 月分の冬期賞与に係る支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該支給明細書には、賞与の支給日が記載されていないが、当該事業所の回答及び申立人の供述内容から判断すると、申立期間に係る賞与の支給日は、平成 17 年 12 月 15 日であると認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年9月及び16年5月を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から17年4月まで

私は、申立期間においてはA社に勤務していたが、同社に係る給与支給明細表を確認したところ、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料額が給与から控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細表、事業主が保管する賃金台帳及び健康保険被保険者標準報酬決定通知書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成15年9月及び16年5月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成15年9月及び16年5月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、「平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間については、申立人の標準報酬月額を 47 万円として届け出たが、標準報酬月額 50 万円に相当する保険料を控除していたものと考えられる。」と供述していることから、事業主は給与支給明細表等により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 15 年 10 月から 16 年 4 月までの期間及び同年 6 月から 17 年 4 月までの期間については、前述の給与支給明細表等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月から13年3月まで

私は、申立期間以前にも免除申請を行ったことがある。

申立期間についても、会社を退職した際に、国民年金の加入手続、保険料の免除申請及び健康保険の任意継続の手続を行ったので、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成11年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、13年4月1日に再度同保険の被保険者資格を取得しているところ、12年8月21日付けで国民年金の第1号・3号被保険者取得勧奨の対象者に該当し、13年5月24日付けで未加入期間国年適用勧奨の対象者に該当していることが確認できることから、申立人は、この時点まで国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間は未加入期間であったことが確認できる。

また、申立期間当時の申請免除制度は、免除が承認される場合、申請日の属する月の前月から承認されることとなるが、前述の未加入期間国年適用勧奨の対象者に該当した平成13年5月24日の時点で国民年金の加入手続及び免除申請を行ったとしても、制度上、申立期間に遡って免除は承認されない。

さらに、申立期間において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで
私は、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間において A 作業員として B 市に勤務し、退職後は、D 事業所に勤務した。
B 市 C 局に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間において勤務していたとしているところ、B 市 C 局が保管する人事関係資料から、同年 3 月 5 日から同年 9 月 10 日までの期間において、申立人が E 職及び F 職として同市 C 局の G 課 H 係に勤務していたことが認められる。

一方、前述の人事関係資料に昭和 37 年 9 月 10 日退職の記載が認められる上、I 共済組合に係る年金加入期間の確認結果により、申立人は同日に同共済組合の組合員資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立期間のうち、同年 9 月 11 日から同年 9 月 30 日までの期間における勤務実態は認められない。

また、B 市は、「申立期間のうち、昭和 37 年 3 月 5 日から同年 4 月 30 日までの期間は試用期間であり、申立人は E 職として勤務していた。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「私は、B 市 C 局に昭和 37 年 4 月から 58 年までの期間において勤務した。私は、採用から 2 か月間は試用期間とされ、E 職として勤務した。私の J 共済組合の加入記録は、昭和 37 年 6 月からとなっており、E 職であった期間の厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と供述している。

さらに、B市は、「申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年9月10日までの期間は、申立人はF職として勤務しているが、F職とは正職員であり、当該期間はB市職員退職給与条例が適用されたので、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。正職員としての勤務期間が6か月以上20年未満の場合は、B市職員退職給与条例により退職一時金が支給された。」と回答している。

加えて、申立人と同時期にA作業員として勤務したとしている同僚3人のうちの一人は、「私は、昭和37年3月初めから43年3月までの期間において勤務した。」、一人は、「私は、昭和37年3月初めから39年3月頃までの期間において勤務した。」、一人は、「私は、昭和37年4月頃から3年間において勤務した。」と供述し、いずれの同僚も、「私がB市C局G課に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録は無い。私は、退職時にB市から退職一時金が支給された。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により前述の同僚を含む同僚4人の氏名は記載が無いことが確認できる。

その上、前述の被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は記載が無く、整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。